



宮崎県における定住自立圏構想の現状と課題

メタデータ	言語: jpn 出版者: 宮崎大学教育文化学部 公開日: 2013-10-17 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 根岸, 裕孝 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10458/4607

宮崎県における定住自立圏構想の現状と課題

根岸裕孝

The Current Status and Issues of the Self-Support Regional Framework in Miyazaki Prefecture

Hiroataka NEGISHI

要 旨

本稿は、総務省が平成の大合併後をふまえ新たな枠組みによる広域行政の姿として2008年に打ち出した定住自立圏構想の背景・目的およびその枠組みを整理し、その全国的展開動向を踏まえ宮崎県内の3つの定住自立圏（都城定住自立圏・宮崎県北定住自立圏・日向定住自立圏）の取り組みとその特性を資料および中心市ヒアリングに基づき整理を行った。これに基づき定住自立圏が抱える問題点と課題について①恒久的な財源措置、②水平的補完の費用・負担の合意形成、③県による垂直補完の問題、④インフラ整備、⑤定住自立圏以外の後進地域への対応について言及した。

はじめに

全国の市町村数は、「地方分権の推進」「少子高齢化の進展」「広域的な行政需要への対応」「効率的な行財政運営」等を背景に政府が進めた平成の大合併により、1999年3月の3232から2010年には1730と大きく減少した。かかる合併をふまえ新たな枠組みによる広域行政の姿として推進された市町村間連携が定住自立圏構想である。

同構想は、2008年5月に地方圏において中心的役割を担う都市（中心市）と周辺市町村が連携し、医療や福祉・商業等の生活に必要な機能を確保し、定住と自立を進めるものであり、政府は同年6月に「経済財政改革の基本方針2008」において定住自立圏構想を位置づけ政府をあげて同構想支援を打ち出した。同構想は、2013年3月現在で宣言中心市数84市、定住自立圏数72圏域、定住自立圏共生ビジョン策定市70市に及んでいる。

こうした圏域形成は、市町村の自主性が尊重されており、県が積極的に関与し広域行政圏を形成する手法とは大きく異なっており、さらに県境を越えた圏域も形成されている。その一方でこうした市町村間連携の推進は、県という広域的自治体の役割のあり方が問われるとともに、「道州制」を見据えた取り組みとも受け止められる（村上(2011) ¹⁾）。

本稿は、まず定住自立圏構想の背景とその概要と全国的な動向を整理する。続いて宮崎県における3つの定住自立圏構想を取り上げ、全国的な動向と課題を踏まえながら資料および県および中心市担当課からのヒアリングに基づき、①宮崎県内で展開される同構想の特性、②地域政策としてどのような成果をもたらしうるのか、③同構想の問題点と課題について明らかにし、定住自立圏構想の課題について明らかにしたい。

1. 定住自立圏構想の概要と全国的動向

1) 定住自立圏構想の背景

定住自立圏構想検討の経緯は、同構想公表後に同構想の推進を担当する地域自立応援課長となった山崎(2009a, 2009b, 2009c, 2009d, 2010a, 2010b)の一連の論文に詳しく書かれている。山崎によれば、同構想は2007年の11月に当時の福田首相から総務省に対して地方圏において人口の定住を進め地方の活性化を図るために内閣全体で取り組むべき政策の検討を求められた際に、総務省内部で検討しその結果として一定の人口規模を有する都市が周辺の市町村と圏域を構成して「人口の流出を防ぐダム機能」を確保するという「定住自立圏構想」が生まれたと述べている(山崎(2009a))。同省はその後2008年1月に「定住自立圏構想研究会」(座長: 佐々木毅学習院大学教授)が設置され、5月には報告書とりまとめ、6月には「骨太の方針」に盛り込まれた。

同構想の背景として報告書は、まず人口減少と少子高齢化、大都市への人口偏在について言及している。2005年から2035年にかけて総人口は12,776万人から11,068万人と約13%減少し、特に年少人口は約40%の減少、高齢者人口は45%増加を見込んでいる。そうしたなかで、大都市圏への人口偏在が続き、1975年から2005年の30年間では三大都市圏は1,095万人の人口増大に対して地方圏は487万人の増加と三大都市圏で大幅増加となった。一方2005年から2035年にかけては、三大都市圏では▲530万人、地方圏では▲1,178万人と大幅な減少が見込まれている。日本の総人口が減少するなかで、地方圏から特に東京圏への一方的な人口減少が続いていることが問題であり、安心して日々の暮らしを営める地域を各地につくることを課題としている。

さらに、東京圏においても地方定住や二地域居住などの新しいライフスタイルを求める動きに対応し、地方圏の住民も安心して暮らしかつ東京圏からの地方居住の選択肢を提供し、地方圏への人の流れを作り出すことを課題としている。

またグローバル化に伴い地域経済は、輸出主導・外需主導のもとで世界経済の動きに影響を受けやすくなっており、経済構造を転換し内需を振興し地域経済を活性化することにより、地域に安定した経済と社会空間を作り出すことが課題とする。

そして市町村合併の進展と地方分権の流れをふまえ、行政機能の分担、いわば機能的合併を主な目的としていたこれまでの広域市町村圏等の施策を終えつつあり、新たな仕組みづくりが課題とするとともに、合併による自治体規模の拡大に伴う地域のコミュニティの重要性と地域づくりにおける住民意識を指摘する。

こうした地方圏の現状を踏まえ、目指すべき方向として「東京圏への人口流出防止と地方圏への人の流れの創出」、「分権型社会にふさわしい社会空間の形成」「ライフステージに応じた多様な選択肢の提供」を提示する。そして、これらの3つを実現し安心して暮らせる地域を創るためには、中心市と周辺市町村が連携・役割分担を行い、生活に必要な都市機能(民間機能・

行政機能)を確保することが必要であり、そのための仕組みとして定住自立圏構想の推進が必要である指摘する(村岡(2008))。

2) 定住自立圏の基本的考え方とイメージ

こうした背景・必要性をふまえ報告書は定住自立圏構想の基本的考え方として3つあげている。第1が「選択と集中」である。つまり全ての国民にとって必要な機能を確保しつつ、地方の自主的な取り組みを重点支援し単なる地方へのばらまきではないことを強調する。2つめの「集約とネットワーク」は、全ての市町村にフルセットの生活機能を整備することは困難であるなかで、中心市が圏域全体の暮らしに必要な都市機能を集約的に整備し、周辺地域と連携・交流を行うものである。3つめがこの定住自立圏が各省庁の地方政策展開の「プラットフォーム」として取り組むことである。

定住自立圏のイメージはより具体的には以下のとおりである。まず定住自立圏の中心市は、一定の人口規模を有し、周辺地域に都市機能が及んでいる市とすることが適当であることから、基本的な都市機能を持つ人口5万人以上、高次の都市機能については30万人を目安とするとともに、周辺地域に生活に必要な都市機能が及んでいることを示す指標として昼夜間人口比率1以上を目安としている。さらに圏域形成の考え方として、通勤通学10%圏等の中心市との密接な関係にある地域を基本に、住民の生活実態や将来像をふまえ中心市と周辺市町村がそれぞれ協定を締結することにより自らの判断に基づき決定することが適当としている。その協定の意義について報告書は、中心市と周辺市町村が互いに連携・協力を図るために結ぶものであり、その意義として①集約化・ネットワーク化による中心市の機能の積極的活用、②権利関係や負担関係の明確化による受益と負担の一致、③「圏域意識や地域の誇りの醸成」があるとする。さらに、村岡(2008)は、定住自立圏が従来の広域行政施策と特に異なる点として単なる福祉・医療・教育・安全・安心等の行政分野の統合・機能向上にとどまらず、ショッピングセンター等の買い物や魅力的な雇用の場の確保など等の民間分野も含めて生活に必要な機能の確保を圏域一体として目指していく手段としてこの協定が位置づけられることを強調している。

また報告書は定住自立圏における施策は「集約とネットワーク」の考え方に基づき①「協定に基づく機能の強化」、②「圏域内外の結びつきの強化」、③「中心市の圏域マネジメントの能力強化」の3つの視点で進めるとしている。

まず①「協定に基づく機能強化」とは、地域の主体性のもと将来像をしっかりと描き、中心市と周辺市町論で機能強化をメリットを分かち合うことが求められており、例示として圏域としての産業振興(農産物ブランド化、観光振興、企業誘致)や福祉・医療等があげられている。次に②「圏域内外の結びつきの強化」とは、圏域内外の結びつきとネットワークを強化するためにICTインフラの整備を図り、基幹交通や生活交通などの交通インフラの整備を図ることである。そして③「圏域マネジメント能力の強化」は、中心市が圏域全体のマネジメント能力を発揮できるような支援措置を図ることとしている。

3) 定住自立圏構想の全国的な取り組み動向と圏域特性

定住自立圏は現在中心市宣言を行った市は84市、協定の締結または定住自立圏形成方針の策定により形成された定住自立圏数は72圏域となる(図1参照)。

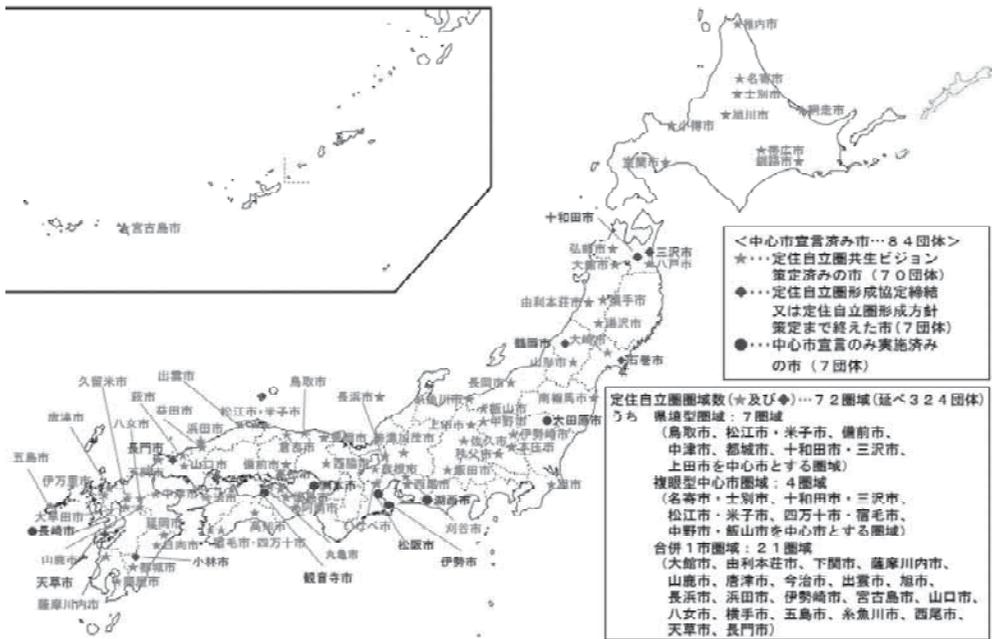


図1 定住自立圏構想の全国的な取り組み動向

資料) 総務省ホームページ「全国の定住自立圏構想の取組状況について」より抜粋

また、設定された圏域には、地域の特性から特色ある圏域の設定もみられ、総務省は4つの形態を紹介している。第1が県境を越えて形成された定住自立圏で「県境型」であり、住民の生活実態を踏まえ、県境の市町村間で圏域を設定している。第2が他の圏域と重複する定住自立圏(圏域重複型)であり2つのパターンがある。まずある市町村が複数の圏域を形成するケースであり、複数の中心市と連携する周辺市町村がある場合である。次に大規模な市の圏域が他の圏域を包含して圏域を形成するものである。第3が広域的な合併を行った合併市の定住自立圏(合併一市型)である。第4が2つの市を中心市とする定住自立圏(複眼型)である。

総務省ホームページに掲載の定住自立圏72圏域における主な取り組みと圏域数をみるとまず①「市町村間の役割分担による生活機能の強化」では医師派遣や休日夜間診療所の運営等の「医療」72圏域、介護・高齢者福祉、子育て等の「福祉」56圏域、図書館ネットワーク構築、公共施設相互利用等の「教育」59圏域、広域観光ルート設定、農産物ブランド化、企業誘致等の「産業振興」68圏域、低炭素社会形成促進やバイオマス活用等の「環境」30圏域ある。②「市町村間の結びつきの強化」では、地域公共交通のネットワークやバス路線の維持等の「地域公共交通」68圏域、メール配信等による圏域情報の共有等の「ICTインフラ整備・利活用」33圏域、生活道路の整備等の「交通インフラ整備」43圏域、学校給食への地元特産物の活用、直売所の整備等の「地産地消」38圏域、共同空き屋バンクや圏域内医部弁と情報の共有と参加促進等の「交流移住」54圏域があげられている。③「圏域マネジメント能力の強化」では「合同研修・人事交流」58圏域、医療、観光、ICT等の専門家を活用する「外部専門家の招聘」27圏域となっている。

2. 宮崎県の定住自立圏構想

1) 宮崎県内の定住自立圏

宮崎県内の市町村数は平成大合併により合併前44市町村から28市町村（9市14町3村）となった。宮崎県内にはこれまで図2に示すように6つの広域市町村圏があったが、平成22年度に広域市町村圏は廃止され、県内には2010年までに3つの定住自立圏が形成された(図3)2)。

図2と図3を比較すると宮崎県内では、県央部である宮崎市その周辺の国富町・綾町および児湯地域（西都市・高鍋町・新富町・川南町・都農町・木城町）一帯は定住自立圏が存在しない。また県南部では日南市・串間市が圏域にはかかっていない。また、圏域の設定では、宮崎県内の3つの圏域は特性をもっている。まず「都城定住自立圏」は、都城市を中心市とした県境を越えた圏域である「県境型」であると同時に鹿児島県側の周辺市町村は鹿屋市を中心市とする定住自立圏圏域と重複する特性を持つ。一方、「宮崎県北定住自立圏」は宮崎県の県北地域（旧宮崎県北部広域市町村圏）と同じ圏域であるが、入れ子構造の形で耳川流域の日向市を中心市とする1市1町2村による「日向圏域定住自立圏」が形成され全国的にも珍しい入れ子構造の重複型圏域である。本稿では、協定締結が2012年10月であり共生ビジョンが未策定の「小林定住自立圏」を除く3つの定住自立圏を取り上げる。



図2 宮崎県内の広域市町村圏

資料) 宮崎県

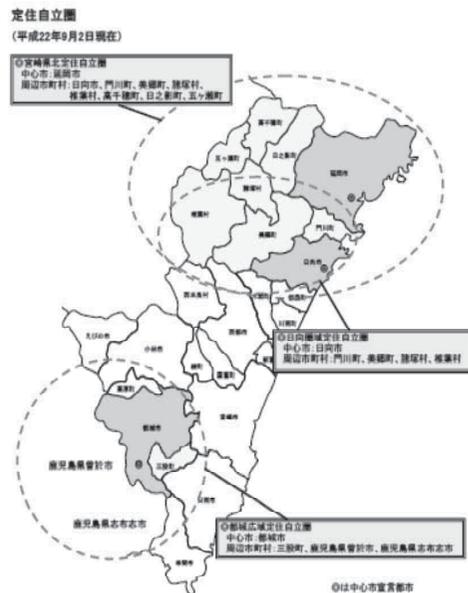


図3 宮崎県内の定住自立圏

資料) 宮崎県

2) 都城定住自立圏の概要

「都城定住自立圏」は、都城市（約17.0万人）を中心市として三股町および鹿児島県志布志市、曾於市で構成され圏域人口は合計26.7万人である。県境を越えた県境型であるとともに鹿児島県側の志布志市は鹿屋定住自立圏と重複するという全国的にも特徴のある圏域である。もともこの圏域は江戸期は薩摩藩領であり、明治維新後は都城県でもあった地域である。

都城県と美々津県が統合して宮崎県となったが、宮崎県が1876年に鹿児島県に統合され1883年に再置されたときに当時の鹿児島県諸県郡は南北に分断され南部は鹿児島県に留まり、県境が生じた経緯がある圏域である。

「都城定住自立圏」における主な事業は、都城志布志道路建設促進事業である。都城市は平成18年に牛・豚の産出額は全国1位、ブロイラー3位と南九州の畜産基地である。重要港湾志布志港は、近年貨物取扱高急増しておりその多くは飼料の輸入である。その重要港湾志布志港と都城市を結ぶ高規格道路都城志布志道路が完成すれば都城・志布志間は30分で結ばれる予定である。またこの道路は、九州自動車道宮崎線と接続することからインターチェンジ付近の雇用・医療ゾーンの形成を目指す都城市のサブシティ構想とも連動している。この医療ゾーンには圏域の救急医療拠点施設である都城市郡医師会病院、都城救急医療センター、都城健康サービスセンターについて救急医療の拠点としてふさわしい整備を行うものである。この医療ゾーンを圏域の拠点として機能させるためにも高規格道路の整備は不可欠であり、定住自立圏における最重要プロジェクトであることが特徴である。

3) 宮崎県北定住自立圏の概要

「宮崎県北定住自立圏」は、延岡市（約13.1万人）を中心市として日向市、門川町、椎葉村、諸塚村、美郷町、高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町で構成され圏域人口は24.7万人である。この圏域の特性はもともこの圏域の市町村で広域行政圏を構成しているとともに五ヶ瀬川流域の延岡市・日之影町・高千穂町・五ヶ瀬町と耳川流域の日向市・美郷町・諸塚村・椎葉村という2つの流域と海沿いで幹線道路である国道10号線・東九州自動車道・JR日豊線が通り新産業都市にも指定され旭化成の工場群と重要港湾細島港を持つ延岡市・門川町・日向市の産業ゾーンから成り立っている。この圏域は全国的にも数少ない救急空白地域つまり2次救急30分圏外が多く残っていると同時に、常備消防未整備の町村があり救急搬送体制に不安が多い地域でもある。

重点取り組み事業は、未だ高速道路の未開通地域を多く抱える東九州自動車道の整備と延岡から熊本方面に抜ける九州中央自動車道の整備、産業振興のための社会資本の連携活用、延岡市のメディカルタウン構想の推進等による雇用・企業誘致、県立延岡病院の機能維持と山間部町村における常備消防の確立、鳥獣対策、ICT情報活用等があげられている。

4) 日向圏域定住自立圏

日向圏域定住自立圏は、日向市（約6.4万人）を中心市とする門川町、美郷町、諸塚村、椎葉村で構成される圏域人口9.3万人の耳川流域の圏域である。重点取り組み事業として医療体制の確保、森林を活用した低炭素生活圏の形成、地域公共交通ネットワークの維持・強化や地産地消推進、地域内外との交流等があげられる。全国的にも珍しい宮崎県北定住自立圏の圏域内に存在する入れ子構造の圏域でもある。こうした圏域重複における調整では、消防や情報関連、

表1 宮崎県内の定住自立圏構想（共生ビジョン未策定の小林定住圏除く）

	都城定住自立圏	宮崎県北定住自立圏	日向定住自立圏
中心市	都城市（17.0万人）	延岡市（13.1万人）	日向市（6.3万人）
周辺市町村	三股町、曾於市、志布志市（圏域人口26.7万人）三股町	日向市・日之影町・高千穂町・五ヶ瀬町・門川町・美郷町・諸塚村・椎葉村（圏域人口24.7万人）	門川町・美郷町・諸塚村・椎葉村（圏域人口9.3万人）
圏域の特性	県境型＋周辺市町村重複型（鹿屋定住圏）	圏域重複型（日向定住圏）	圏域重複型（宮崎県北定住圏の入れ子構造）
①生活機能の強化に係る政策分野	○医療（広域救急医療体制の整備・充実） ①医療資源の高度化 救急医療拠点施設の整備・充実、医療の情報化の推進 ②医療連携の充実 救急医療拠点を始めとする医療機関の関係機関との連携体制の強化 ③災害時の対応 関係機関と連携した地域災害医療センターの機能確保及び相互連携の推進 ④圏域における搬送体制の構築 救急搬送体制の強化、災害や感染症等の発生に対応できる搬送体制の構築 ○産業振興 バイオ関連産業や電子・精密機器関連産業の集積を目指す雇用創出ゾーンの整備、市町連携による企業誘致活動 ○教育および文化 ①公共施設の相互利用 ②圏域文化の保存・継承・発展 ③特色ある教育の推進	①地域医療 ・圏域医療体制の充実 ・初期救急医療体制の確立 ・検診体制の構築 ②産業の振興及び雇用の場の確保 ・雇用の場の確保 ・木質バイオマス燃料の推進 ・鳥獣被害防止対策 ・水産物のブランド化及び販売 ・圏域観光の推進 ③福祉 ・次世代育成支援対策 ・障がい者の支援対策の構築 ④その他 ・消防相互対応体制の整備 ・廃棄物の適正処理 ・大学との連携 ・農林水産物の地産地消の推進	ア 医療 ○初期救急医療体制の確保 ○二次救急医療体制の確保 イ 福祉 ○相談体制の整備 ウ 産業振興 ○企業誘致の推進 ○重要港湾細島港を活用した物流体制の整備 ○森林を活用した低炭素生活圏の形成 ○中小企業起業支援体制の確保 ○日向地域の農産物ブランドの確立 エその他 ○災害時の相互支援
②結びつきやネットワークの強化に係る政策分野	○道路等の交通インフラの整備 都城市志布志道路の早期完成に向けた機運醸成とアクセス性の向上 ○地域内外の住民との交流・観光推進 圏域の観光・交流資源のネットワーク化及び都城志布志道路を活用した圏域内外の住民との交流及び観光の推進 ○定住促進 都城志布志道路を活用した産業の振興による定住ニーズに対応する居住エリアの創出	①産業振興のための社会資本の連携活用・物流基盤の道路整備 ・物流基盤の道路整備 ②地域公共交通ネットワークの確保 ・中心市街地の活性化 ③ICT基盤の整備活用 ・地域情報ネットワークの整備 ・ICTによる遠隔医療・遠隔教育等システム構築の研究 ④高速交通網及び幹線・生活道路の整備、活用 ・交通ネットワークの整備充実 ⑤地域の相互理解と交流の推進 ・地域の資源を活かした圏域内の交流 ・スポーツ合宿の協働誘致 ・森林保全	ア 地域公共交通 ○地域公共交通ネットワークの維持・強化 イ 地域の生産者や消費者等の連携による地産地消 ○交流による農林水産品の販売促進と地産地消 ウ 地域内外の住民との交流・移住促進 ○地域内交流による中山間地域の活性化 エ その他結びつきやネットワーク強化に係る連携 ○豊かな森林の保全 ほか
③圏域マネジメント能力の向上に係る政策分野	○宣言中心市等における人材の育成 行政機能の相互補完による事務事業の効率化のための人材育成および人事交流 ○その他 ①NPO等の地域活動団体の活性化のための人材育成及び連携支援体制の整備 ②地域力向上のための民間人材の育成および民間資源を活用した取組の推進	①圏域住民の人材育成 ・職業系の人材育成 ・地域の資源を活かした人材育成 ②職員の交流 ・行政職員の人材育成 ③外部人材の活用 ・ICT基盤を活用した生活機能の強化に係る検討 ④その他 ・自治体電算システム機能の共同調達	ア 人材の育成 ○職員の研修 ○地域の人材の活用

資料）総務省ホームページ掲載資料「全国の定住自立圏の取り組みについて」より該当箇所から抜粋して作成

鳥獣対策は宮崎県北に合わせるとともに医療については日向圏は「2次」救急、県北圏でより高度な「3次」救急の体制整備、観光では、日向圏は「地域外との交流」、県北圏は「広域観光」との棲み分けを図っている。特に日向圏は耳川流域を通じた医療・交通・産業・雇用の取り組みであり、県北圏との棲み分けを図っている。

3. 宮崎県における定住自立圏構想推進の課題

宮崎県内の3つの圏域の概況をふまえヒアリング等を通じて今後の課題について触れたい。第1が財源問題である。この定住自立圏構想の特別交付税等の財源措置が今後とも継続するかどうかである。定住自立圏構想では中心市に年間4000万円程度を基本とし、周辺市町村には年間1000万円を基本として特別交付税を措置するのを始め各種財政支援措置がとられている（山崎(2009d)）。これらが今後もしも安定的に措置されない場合、中心市の財政負担につながる事となる。中心市と言えども財政的には厳しく周辺市町村を指させる自主財源には限りがあり、定住自立圏を支える恒久的な財源措置が求められる。

第2に中心市と周辺市町村との関係である。前述の財源問題とも関係するが、中心市が周辺を支えられ続けられるのか、住民の合意と自治体の体力の問題である。国による財政措置がない場合に周辺市町村を支えることを住民が合意できるのか、つまり水平的補完に対しての費用と負担の合意ができるかである。そしてこの水平的補完に関しても財政力やマネジメント機能が強化されれば、大杉(2008)の指摘する中心市と周辺市町村の対等性から上下関係への階層化された関係に接近という危惧も生じる。

第3には県による垂直補完の問題である。この定住自立圏構想においては県の積極的な役割（垂直的補完）が想定されていない。定住自立圏構想自体が都道府県廃止を前提とする道州制論と親和的であるとの村上(2011)の指摘はこの点にある。特に産業振興等に関する県の補完の重要性である。地方行政において産業振興について県は各種の公設試験場の運営や企業誘致・産学官連携等主体的な立場を担っておりこれにかかる人材を抱えている。こうした人材やネットワークの核にある県が関わらない産業振興では地域に産業・雇用を作り出すには限界がある。こうした県との連携について枠組みに入れるべきではないかと考える。

第4に宮崎県固有の問題となるが、圏域内をつなぐ交通インフラ整備の遅れである。都城圏および県北圏とも高速交通インフラの整備が遅れており、これらの整備が前提となり医療サービスや産業振興が可能となる。こうしたインフラ整備と一体となった施策が求められる。

第5に森川(2012)が指摘する中心市人口の上限（5万人以上）とするとその通勤圏に及ばない地域で過疎・後進地域の発展が及ばないという問題と中心市宣言を申請しない場合による地域差の顕在化の問題である。宮崎県内では日南市・串間市や児湯地域が該当する。枠組みに適合しないないしは乗り遅れた地域をどうするのか検討が必要である。

4. おわりに

定住自立圏構想の概要と宮崎県内の取り組みについて整理し課題を6つ提示したが、地方分権が進むなかで、今後の方向性を見極める意味でも市町村間の水平補完の持つ意味と限界について定住自立圏が抱える課題を踏まえることは大変意義のあることと考える。特に宮崎県にお

いては産業集積が少なく財政事情が厳しいなかで定住と自立を模索する上でこの定住自立圏構想の意義と限界をさらに考察し、今後の地方分権のあり方をさらに深めて議論すべきと考える。

付記) 本稿は、2012年度経済地理学会関西支部・西南支部合同6月例会(共催:地域地理学会)のシンポジウム「広域行政を展望する」において報告した内容である。シンポジウムの全体については高山(2012)を参照。

注・文献

- 1) 国土審議会基本政策部会は、2002年11月に「国土の将来展望と新しい国土計画制度のあり方」について報告を行っている。そのなかで今後の地域づくりに際して「モビリティの向上」と「広域的な対応」が重要であり、地域の実情に応じて①地域が独自性のある国際交流などを行い、特色ある圏域形成による発展を図っていく観点からの複数都道府県からなる『地域ブロック』、②人口減少下にあっても、生活関連サービスの維持や地域社会の活力を保っていく観点からの複数市町村からなる『生活圏域』の「二層の広域圏」を念頭においた対応が基本であると指摘している。
- 2) 小林市は2012年4月に中心市宣言を行い、周辺市町村としてえびの市・高原町が加わった圏域となった。

- 大杉覚(2008)「定住自立圏構想は地域を救うか」『地方自治職員研修』2008.10
 大西隆(2010)「逆都市化時代における広域行政－定住自立圏構想の役割」『月刊自治研』52(605)2012.02
 佐々木毅(2009)「定住自立圏構想の目指すもの」『地域政策研究』48
 総務省(2009)「定住自立圏構想研究会報告書」
 総務省(2010)『平成21年度定住自立圏構想推進調査報告書』
 総務省(2011)『平成22年度定住自立圏構想推進調査報告書』
 高山正樹(2012)「2012年度関西支部・西南支部合同6月例会(共催:地域地理学会)報告 シンポジウム 広域行政を展望する」『経済地理学年報』58-4
 辻琢也(2010)「定住自立圏構想と自治体経営」『地方議会人』2010.6
 辻琢也(2009)「地方都市圏の現況とこれからの広域行政から広域行政の新展開と定住自立圏構想」『月刊・自治フォーラム』599 2009.8
 根岸裕孝(2008)「グローバリゼーションの進展と地域政策の転換」『経済地理学年報』55-4
 村岡嗣政(2008)「定住自立圏構想について」『地方財政』2008.8
 森川洋(2012)「日本における市町村合併と広域行政」『経済地理学年報』58-3
 森川洋(2010)『地域格差と地域政策－ドイツとの比較において』古今書院
 村上博(2011)「定住自立圏構想の現況と課題」『季刊 自治と分権』42
 山崎重孝(2009a)「『定住自立圏構想』について(1)」『自治研究』85(5)
 山崎重孝(2009b)「『定住自立圏構想』について(2)」『自治研究』85(7)
 山崎重孝(2009c)「『定住自立圏構想』について(3)」『自治研究』85(9)
 山崎重孝(2009d)「『定住自立圏構想』について(4)」『自治研究』85(12)
 山崎重孝(2010a)「『定住自立圏構想』について(5)」『自治研究』86(8)
 山崎重孝(2010b)「『定住自立圏構想』について(6・完)」『自治研究』86(9)
 山田光矢(2009)「市町村合併と広域行政－平成の大合併と定住自立圏の関係を中心にして－」『政経研究』